

子どもの権利ファーストの 憲法 26 条が大事!

憲法 26 条が規定する権利と義務

- ★子どもの、教育を受ける権利
- ★親の、教育を受けさせる義務
- ★親から直接の負託をうけ、教員が教育内容を決定する権限
- ★社会・国家の、教育条件整備の義務
- ★義務（普通）教育は、無償



ところが

自民党改憲 4 項目に 26 条改憲が!!

自民党 26 条改憲案 (3 項を追加)

③国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。



- ・子どもの権利ファーストでなくなる!
- ・目的に「国の未来のため」を付け加えて、国家・政治権力による教育への介入を正当化!
- ・教育条件整備を教育環境整備とすることで、教育への介入の口実に!
しかも、義務が努力義務へと後退
- ・9 条改憲・緊急事態条項とのセット改憲で戦前の教育に逆戻り

だから・・・

3000 万署名で安倍 9 条改憲ストップ!